

## 一般質問通告書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第2項の規定により通告します。

東村山市議会議長あて

令和 3 年 11 月 19 日  
10 番 白石えつ子

### 1. 「労働者協同組合法」成立で新たな働き方へ！

労協法は、1990 年代から、法制化の取り組みが検討されてきました。未知のウイルスである新型コロナウイルス感染症の影響で、廃業や雇止めにより住まいなどを失い、将来に不安を抱える人たちが増加しています。それらを解決できる一助となる新たな「共同労働」の働き方の可能性について以下質問します。

1. 労働者協同組合法の成立までの経緯と背景について伺う。
2. 本法律の目的、概要、特質すべき点は何か伺う。
3. 一般企業と NPO 法人との相違点を伺う。
4. 共同労働を実践している事業者は市内にどのくらいあるか、業態別に伺う。
5. 全国的に労働者協同組合法を先駆的に活用している自治体はあるか、あれば内容を伺う。
6. 労働者協同組合法により、新たな働き方が広がれば、まちの活性化につながると考えます。現時点での施行は来年度 10 月の予定ですが、市民への周知はどうされるのか、内容を伺う。

### 2. 社会的養護から、児童虐待を考える

虐待も貧困も障害も特別な所で起こっているのではなく、身近に起こっている社会全体の問題です。社会的養護にある子ども達は、成長段階で本来適切に受ける養育を受けていないために、生活習慣や日常の些細なことが一人で遂行できなかつたりすることが多々あります。施設や里親を巣立ってから、継続した切れ目ない支援も必要です。新型コロナ禍で虐待相談対応件数は増加の一途です。現状把握により

見える課題から、目の前の子どものいのちと権利を守るために、虐待の未然防止やアフターケアの対策などについて質問します。

1. 児童福祉法に照らした社会的養護の基本理念と原理の概要を伺う。
2. 児童福祉施設とはどのような形態の施設があるのか、令和 2 年度(厚労省公表)施設や里親の下で生活する児童数と児童養護施設で暮らす人数、本市での人数も合わせて伺う。
3. 施設等への入所理由と令和元年度厚労省公表と東京都の虐待相談件数、一時保護件数、施設入所件数と虐待傾向の割合比率、及び一時保護後家庭に戻されている割合を伺う。
4. 虐待が起きる要因で保護者側、子ども側、養育環境のリスク要因から、本市の現状と比較し、どう分析し、未然防止などの対応策を取られているのか、課題はあるか伺う。
5. 施設や里親を巣立ってからも寄り添い、継続して支え続けるアフターケアの支援策が必要です。埼玉県での就労や住居、居場所などアフターケア支援策が効果を上げています。本市が行っている切れ目ない支援対策は充分か課題は何か伺います。
6. 社会的養護の子どものいのちを守るために、こどもの権利擁護(意見表明権など)については、教育と福祉の連携が必須と考えます。アドボケイト(代弁者)などを活用し、子どもの権利をどう保障していくのか伺う。